

瀬戸市地域交流センター条例施行規則をここに公布する。

平成 22 年 9 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 34 号

瀬戸市地域交流センター条例施行規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、瀬戸市地域交流センター条例（平成 22 年瀬戸市条例第 28 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用期間の制限)

第 2 条 同一の施設等（瀬戸市地域交流センター（以下「地域交流センター」という。）の施設、附属設備及び備品をいう。以下同じ。）を連続して使用できる期間は、7 日間とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、この期間を超えて施設等を使用させることができる。

2 前項の期間には、休館日を含めないものとする。

(使用の許可等)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項又は条例第 11 条の規定による許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用許可申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用しようとする日（連続して 2 日以上使用しようとするときは、その初日）前 1 月から前 7 日までに提出するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、施設等の使用の許可をしたときは、使用許可書を申請者に交付するものとする。

(許可事項の変更)

第4条 使用者（施設等の使用の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、条例第6条第1項の規定により使用許可書に記載された事項を変更しようとするときは、使用許可変更申請書に使用許可書を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、施設等の使用の変更を許可したときは、使用変更許可書を使用者に交付するものとする。

（使用許可申請の取下げ）

第5条 使用者は、施設等の使用許可申請の取下げをしようとするときは、使用許可申請取下書に使用許可書又は使用変更許可書を添付して市長に提出しなければならない。

（使用許可書等の提示）

第6条 使用者は、施設等を使用しようとするときは、使用許可書又は使用変更許可書を係員に提示し、施設等の使用に必要な指示を受けなければならない。

（使用料の還付）

第7条 条例第9条ただし書の規定により還付することができる使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

条例第13条第1項第1号又は第2号の規定により施設等の使用の許可を取り消した場合 既に納付した使用料（以下「既納使用料」という。）の額の100分の50に相当する額

条例第13条第1項第4号又は第5号の規定により施設等の使用の許可を取り消した場合 既納使用料の額に相当する額

その他市長が特に必要があると認めるとき 既納使用料の額に相当する額

2 前項各号に定める額に10円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り上げるものとする。

- 3 使用者は、使用料の還付を受けようとするときは、使用料還付請求書を市長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

- 第8条 条例第10条の規定により減免することができる使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

市又は市の機関が主催して使用する場合 使用料の額に相当する額
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条で準用する場合を含む。)の規定により個人演説会を開催する場合(条例第8条第2項第2号に該当する場合に限る。) 使用料の額の3分の1に相当する額

その他市長が公益上特に必要があると認める場合 市長が相当と認める額

- 2 前項第3号に該当する使用者は、使用料の減免を受けようとするときは、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(入館の制限)

- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、地域交流センターの入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者

施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認める者

その他施設等の管理上支障があると認める者

(入館者及び使用者の遵守事項)

- 第10条 地域交流センターに入館した者(以下「入館者」という。)及び使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

施設内及びその敷地内において喫煙をしないこと。

所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。

市長の承認を得ないで印刷物等を掲示し、又は配布しないこと。

他人に危害を加え、又は迷惑となる物品を携帯しないこと。

市長の承認を得ないで物品を展示し、若しくは販売し、又は寄附金その他これに類するものの募集行為をしないこと。

その他市長の指示すること。

(損傷等の届出)

第 1 1 条 入館者及び使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に届出をし、必要な指示を受けなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の読替規定)

第 1 2 条 条例第 1 6 条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合は、第 2 条から第 1 1 条までの規定中「使用料」とあるのは「利用料」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用許可」とあるのは「利用許可」と、「使用変更」とあるのは「利用変更」と読み替えるものとする。

(委任)

第 1 3 条 この規則に定めるもののほか、諸書類の様式その他必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 1 0 条第 1 号の規定は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。